



「女性の健康」に関するナショナルセンター機能について

令和5年4月17日

厚生労働省 大臣官房 厚生科学課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

こども・子育て政策の強化について（試案）
～ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて ～ （関係部分抜粋）

Ⅲ 今後 3 年間で加速化して取り組むこども・子育て政策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とするサービスの拡充

（1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究を進める。

国立成育医療研究センター概要

1. 設立

- ◇ 平成14年3月1日
国立成育医療センター開設
- ◇ 平成22年4月1日
高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に
関する法律（平成20年法律第93号）に基づき設立さ
れた非特定独立行政法人
- ◇ 平成27年4月1日
国立研究開発法人 国立成育医療研究センターへ移行

2. センターの行う業務

- ① 成育医療に関する調査、研究及び技術の開発
- ② 上記①の業務に密接に関連する医療の提供
- ③ 成育医療に関する、技術者の研修の実施
- ④ 上記①～③の業務に係る成果の普及及び政策の提言の実施
- ⑤ ⑤ 上記①～④の業務に附随する業務の実施

3. 組織

- ◇ 研究所
- ◇ 病院
- ◇ 臨床研究センター

4. 役職員数

- ◇ 役員数（令和5年4月1日現在）
常勤 2名 非常勤 4名（うち監事2名）
- ◇ 職員数（令和5年4月1日現在）
常勤 1,499名 非常勤 475名

5. 病院の規模

- ◇ 病床数（一般）490床
- ◇ 患者数（令和4年度実績）
 - ・入院患者数（1日平均） 389.0人
 - ・外来患者数（1日平均） 938.6人

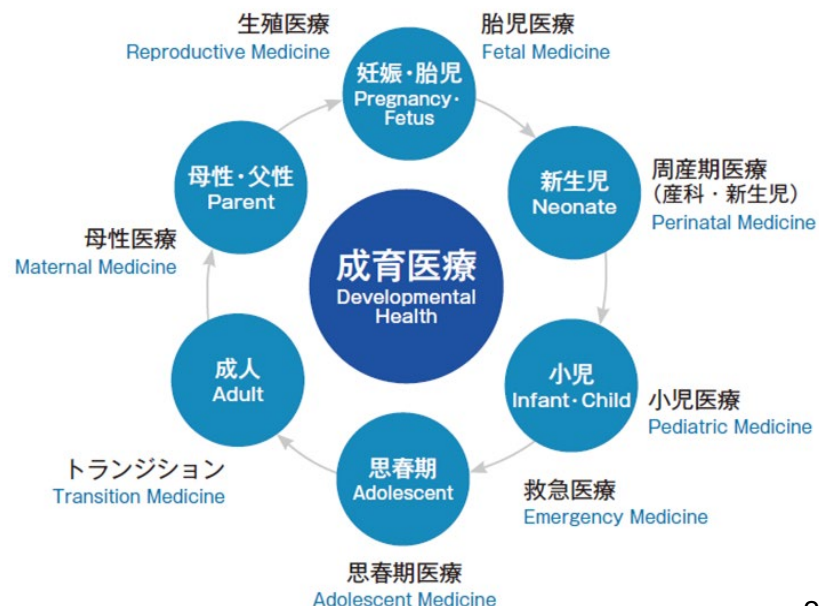
6. センターの理念

病院と研究所が一体となり、健全な次世代を育成するための医療・健康と研究を推進します。

7. センターの基本方針

- ① 成育医療のモデル医療や高度先駆的医療をチーム医療により提供します。
- ② 成育医療の調査・研究を推進します。
- ③ 成育医療の専門家を育成し啓発普及のための教育研修を行います。
- ④ 成育医療の情報を集積し社会に向けて発信します。

小児・周産期医療を担う我が国最大の医療研究センター



<国立成育医療研究センターにおける関連組織>

○病院

・周産期・母性診療センター

母体・胎児集中治療管理室(MF-ICU)を含む産科病棟及び新生児集中治療管理室(NICU)を備えた医療機関。母体・新生児搬送受入体制があり、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等を提供。

・妊娠と薬情報センター

妊娠中や妊娠を希望する女性で、妊娠・授乳中の薬物治療に関して不安を持つ方の相談に対応。また、相談者や登録調査への協力者を対象に、妊娠転帰や児の予後に関する調査を行い、それらの調査結果に基づいて妊娠中の薬剤使用に関する安全性のエビデンスを創出。

・プレコンセプションセンター

コンセプションは受胎を指し、プレコンセプションケアは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことを指す。本センターでは、いつか妊娠を考えるすべての女性とカップルに対して、様々な視点から現在の健康状態のチェックを行い、相談に対応。

・臨床研究センター

病気の診断や発見・予防・治療のため、臨床研究や治験の企画立案・実施や、広く社会環境と子ども・家族の健康に関連した研究を実施。

○研究所

○情報管理部

○成育こどもシンクタンク

組織横断的・専門分野横断的なチームを結成した上で、既存の健康課題への解決策や新たな健康課題を提示する研究を実施。また、科学的根拠に基づいた情報発信や政策提言、社会実装の支援を実施。

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

2 成育過程にある者等に対する保健

(2) 妊産婦等への保健施策

- 妊産婦や妊娠を希望する女性に対して、妊娠・授乳中の薬物治療に関する相談支援体制を都道府県単位で整備するとともに、相談を通じて知見を収集し、整理・活用することにより妊産婦への医薬品の適正使用等を推進する。

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

5 調査研究

- こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。

7 成育医療等の提供に関する推進体制等

- こどもやこどもを養育する者等の視点も踏まえつつ、成育医療等の提供に関する施策に係る知見の収集・分析等の調査研究を推進するとともに、施策の推進に関する提案や施策の進捗状況や実施体制等に係る客観的な評価、地方公共団体の取組の支援や人材育成等を行うシンクタンク機能の充実を図る。（再掲）

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

2 成育過程にある者等に対する保健

(1) 総論

- 不妊、予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの推進を含め、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する。

(5) 生涯にわたる保健施策

- 思春期、妊娠、出産等のライフステージに応じた性と健康の相談支援等を行う「性と健康の相談センター事業」の推進等により、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。